

中間市交際費の支出に関する基準

(目的)

第1条 この訓令は、本市における対外的な交渉、交際のために支出する交際費について、一定の基準を定めることにより、公正で民主的な市行財政の運営を図ることを目的とする。

(支出基準)

第2条 交際費は、別表に定めるところにより支出するものとする。

- 2 市が補助金を交付している団体については、原則として交際費を支出しない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、市長が必要と認める額を支出することができる。

(決裁)

第3条 交際費の支出については、前条第1項に定める場合を除き、事前に決裁を受けるものとする。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年中間市訓令第11号)

この訓令は、平成19年11月1日から施行する。

別表(第2条関係)

交際費支出基準表

(単位:円)

種類	名目	対象	金額	備考
慶 弔	ご 霊 前	現職の議員本人	30,000	供花を含む。
		現職の市長、副市長又は教育長本人	30,000	〃
		執行機関に属する現職の非常勤特別職職員本人	20,000	〃
		前議員又は前四役本人	10,000	元市長及び元議長本人の場合も同様とする。
		一般職職員本人	20,000	供花を含む。
		執行機関以外に属する現職の非常勤特別職本人	5,000	
		市政功労者	10,000	
総 会 等		出席時	5,000	
		懇親会を伴うもの	10,000	1名につき。 会費の場合は、会費相当額。
全国大会等出場	餞 別	出場者	10,000	
入院見舞	お 見 舞	議員、各委員会委員	5,000～7,000	果物、生花等。
手 土 産	お 礼	講演会講師	3,000～7,000	地元名産等。
	土 産	訪問先	3,000～5,000	地元名産等。

備考 交際費の支出については、種類等に応じ、各々の金額欄に掲げる金額の範囲内で支出するものとする。